

津幡町選挙管理委員会告示第17号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第3項の規定により、不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の、郵便等をもって発送する日を令和7年7月1日からと定めた。

令和7年7月1日

津幡町選挙管理委員会